

## 様式 1

## 〇〇〇支部災害時相互応援に関する協定

(趣 旨)

第1条 この協定は、地震、異常湧水等による水道災害において、日本水道協会〇〇県支部（以下「県支部」という。）が、被災都市が速やかに給水能力を回復できるように県支部会員（以下「各都市」という。）相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

(組 織)

第2条 県支部内の各都市を〇〇、〇〇、〇〇・・・の〇ブロックに分け、各ブロックに代表都市を設置する。

2 県支部長都市（以下「県支部長」という。）に事務局を設置する。

(要請の方法)

第3条 応援要請の手順は、次の各号による。

- (1) 各会員は、ブロックで構成されている代表都市へ応援を要請する。
- (2) 代表都市は、ブロック内の他の会員に応援を要請し、更に必要と認めるときは、地区ブロックの代表都市に応援を要請し、更に必要と認めるときは、県支部長へ応援を要請する。

(3) 県支部長は、県内の他の地区ブロックの代表都市に応援を要請し、更に必要と認めるときは、日本水道協会〇〇地方支部へ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、速やかに、口頭、電話又は無線等により行い、後日、様式により速やかに要請先まで提出する。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
- (3) 必要とする職員（応援要員）の職種別人数
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項（応援体制）

第4条 県支部内に災害が発生した場合は、県支部長の要請により、各都市は、被災都市の応急給水及び応急復旧等に全面的に協力する。

なお、日本水道協会〇〇地方支部から要請があった場合にも県支部長の要請に基づき応援協力する。

- 2 県支部長都市が被災した場合には、前条に規定するブロックで協議し、相互応援体制を確立する。

(応援内容)

第5条 各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおり。

- (1) 応急給水活動
- (2) 応急復旧活動
- (3) 応急復旧用資機材の提供
- (4) 工事事業者の斡旋
- (5) 前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

(応援要員の派遣)

第6条 前条により応援要請を受けた水道事業体は、直ちに応援体制を整え被災水道事業体に協力しなければならない。

- 2 応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、懐中電灯、カメラ等を携帯させる。
- 3 派遣応援隊員は、被災都市の指示に従って作業に従事する。
- 4 派遣応援隊員は、応援水道事業体名を表示した腕章等を着用する。

(応援要員の受入)

第7条 応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、ブロックの代表都市は、応援要員の応援車両の集合場所等を指定する。

(費用負担)

第8条 この協定に基づく応援に要する費用は、法令その他別段の定めがあるもの及び応援要員に関わる人件費を除くほか、原則として被災会員が負担するものとする。

(補足)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、各ブロックの代表都市が協議して定める。

(適用)

第10条 この協定は令和〇〇年〇〇月〇〇日から適用する。

※地方支部で協定を締結する場合は、県支部長を地方支部長と読み替える。

第4条の日本水道協会〇〇地方支部を日本水道協会本部と読み替える。

